

修 正 案

議案第93号 奈良市コミュニティセンター条例の制定についてに対する修正案を別紙のとおり会議規則第94条の規定により提出します。

令和6年12月12日

補正予算等特別委員長 横 井 雄 一 様

提出者

補正予算等特別委員 宮 池 明

(別紙)

議案第93号 奈良市コミュニティセンター条例の制定についてに対する修正案

議案名を「議案第93号 奈良市人権・コミュニティセンター条例の制定について」に改める。

奈良市コミュニティセンター条例の制定についての一部を次のように修正する。

題名中「コミュニティセンター」を「人権・コミュニティセンター」に改める。

第1条中「コミュニティセンター」を「人権・コミュニティセンター」に改める。

第2条の表中「奈良市中コミュニティセンター」を「奈良市中人権・コミュニティセンター」に改める。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 人権学習に関する事業

附則第2項中「奈良市中コミュニティセンター」を「奈良市中人権・コミュニティセンター」に改める。

附則第4項中「コミュニティセンター」を「人権・コミュニティセンター」に改める。

(提案理由)

共生社会の実現に向けた人権学習の重要性を鑑み、施設の名称及び事業の内容を修正しようとするものである。

奈良市コミュニティセンター条例 新旧対照表 (修正案)

議案	修正案								
<p>奈良市<u>コミュニティセンター</u> 条例 (目的及び設置)</p>	<p>奈良市<u>人権・コミュニティセンター</u> 条例 (目的及び設置)</p>								
<p>第1条 本市における全ての市民が、互いに多様性を認め合い、人権を尊重することで、誰もが安心して暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）を創ることに資するよう、<u>コミュニティセンター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 本市における全ての市民が、互いに多様性を認め合い、人権を尊重することで、誰もが安心して暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）を創ることに資するよう、<u>人権・コミュニティセンター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p>								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 647 672 695">名 称</th> <th data-bbox="680 647 1106 695">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 702 672 769"><u>奈良市中コミュニティセンター</u></td> <td data-bbox="680 702 1106 769">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	<u>奈良市中コミュニティセンター</u>	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 647 1688 695">名 称</th> <th data-bbox="1697 647 2123 695">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 702 1688 769"><u>奈良市中人権・コミュニティセンター</u></td> <td data-bbox="1697 702 2123 769">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	<u>奈良市中人権・コミュニティセンター</u>	略
名 称	位 置								
<u>奈良市中コミュニティセンター</u>	略								
名 称	位 置								
<u>奈良市中人権・コミュニティセンター</u>	略								
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>								
<p>第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p>	<p>第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p>								
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1) <u>人権学習に関する事業</u></p>								
<p>附 則</p>	<p>(2)～(4) 略</p>								
<p>(施行期日)</p>	<p>附 則</p>								
<p>1 略</p>	<p>(施行期日)</p>								
<p>(経過措置)</p>	<p>1 略</p>								
<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次項の規定による改正前の奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）第4条第1項の規定により市長が行った施行日以後の使用に係る奈良市中人権文化センターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、施行日以降においては、この条例の第7条第1項の規定により指定管理者が行った<u>奈良市中コミュニティセンター</u>の使用承認及び指定管</p>	<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次項の規定による改正前の奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）第4条第1項の規定により市長が行った施行日以後の使用に係る奈良市中人権文化センターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、施行日以降においては、この条例の第7条第1項の規定により指定管理者が行った<u>奈良市中人権・コミュニティセンター</u>の使用承認及び指定管</p>								

議案	修正案
<p>理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。 （奈良市人権文化センター条例の一部改正）</p> <p>3 略 （奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正）</p> <p>4 次に掲げる条例の規定中「人権文化センター」の次に「及び<u>コミュニティセンター</u>」を加える。 （1）・（2） 略</p>	<p>理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。 （奈良市人権文化センター条例の一部改正）</p> <p>3 略 （奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正）</p> <p>4 次に掲げる条例の規定中「人権文化センター」の次に「及び<u>人権・コミュニティセンター</u>」を加える。 （1）・（2） 略</p>